



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑱ ●

福祉用具貸与について

今回は、「福祉用具のレンタル」についてご紹介します。

要介護認定を受けられた方は、介護保険を利用して1割の自己負担で日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を借りることができます。

ただし、軽度認定者（要支援1～2・経過的要介護、要介護1）については、一部の福祉用具のレンタルについて制限がかかります。

## 福祉用具レンタルの手続きの流れ

### ①要介護認定

要介護認定を受けられていない方は、まず要介護認定を受けます。  
(認定申請は役場・介護保険係で行ってください。)

### ②相談・検討

担当ケアマネジャーに相談します。  
利用者が「今できること、できないこと」「用具を使いたいこと」などをハッキリさせ、利用者の心身の状況にあった用具を選びます。

### ③レンタル開始

担当ケアマネジャーがレンタルする用具を介護サービス計画に組み込みます。その計画に基づきレンタル業者から必要な用具をレンタルします。費用の1割を自己負担します。

## 介護保険福祉用具レンタルの対象品目

福祉用具	要支援1～2・経過的要介護	要介護1	要介護2～5
車いすとその付属品			○
特殊寝台とその付属品			○
床ずれ予防用具			○
体位変換器			○
手すり(工事をとみなわないもの)	○	○	○
スロープ(工事をとみなわないもの)	○	○	○
歩行器	○	○	○
歩行補助杖	○	○	○
認知症高齢者徘徊感知器			○
移動用リフト(つり具を除く)			○

※要支援1～2、経過的要介護、要介護1の方は、原則として○以外の福祉用具を介護保険でレンタルすることができません。(ただし、厚生労働大臣が定める状態像に該当する方については例外として利用できる場合があります。詳しくは、担当ケアマネジャーが役場介護保険担当までお問い合わせ下さい。)

介護保険の福祉用具は、上手に利用することによって、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなり、また、介護をする人の負担を軽くする効果もあります。

しかし、努力すれば自分でできることまで福祉用具に頼ると、かえって体の衰えを招くことになってしまいます。何のために、どのような福祉用具を選び、どのように活用していけばよいかを担当のケアマネジャーと十分協議し、心身の低下を防ぎながら、快適で安心な生活を送れるように心がけましょう。

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)